

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブルをかかえている借家人や家主のみなさまへ

壁に穴を開けられていたので、退去時に修繕費用を請求したが、支払ってもらえない。困っている。

退去時に敷金の返還を申入れたが、「原状回復に同額を要する」と言われ、敷金が返還されず、納得いかない!!



こんなトラブルをかかえている方は、
民間賃住宅分野の裁判外紛争解決手続をぜひご利用ください!!

本パンフレットは、民間賃貸住宅においてトラブルをかかえている借家人、家主等のみなさまに裁判以外に紛争を解決する方法として、民間賃貸住宅分野の裁判外紛争解決手続(ADR)を紹介するものです。

その他のADR等に関する情報

- 公益社団法人 総合紛争解決センター ADRセンター 横浜市中区日本大通9番地 045-211-7716 http://www.yokoben.or.jp/
- 公益社団法人 民生活センター紛争解決センター 取扱業務:民事に関する紛争(全般) 052-203-1777 http://www.aiben.jp/
- 京都弁護士会紛争解決センター 取扱業務:民事に関する紛争(全般) 京都市中京区富小路通丸太町下ル 075-231-2378 http://kyoto-adr.jp/
- 兵庫県弁護士会紛争解決センター 取扱業務:民事に関する紛争(全般) 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー13階兵庫県弁護士会分館 078-341-8227 http://www.hygoben.or.jp/
- 福岡県弁護士会紛争解決センター 取扱業務:民事に関する紛争(全般) 福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号 南天神ビル2階 天神弁護士センター内 092-741-3208 http://www.fbren.jp/
- 札幌司法書士会ADRセンター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 札幌市中央区大通西13丁目4番地 011-272-0090 http://www.shosyosi.or.jp/adr/
- 宮城県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 仙台市青葉区春日町8番1号 022-263-6755 http://www.miyashikai.jp/
- 秋田県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 秋田県秋田市山王六丁目3番4号 018-824-0187 http://www.akita-shiho.com/
- 福島県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 福島県福島市新浜町6番28号 024-534-7502 http://fk-shiho.com/
- 茨城県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号 029-225-0111 http://www.ibashi.or.jp/media/index.php
- 千葉司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 千葉市美浜区幸町2丁目2番1号 043-246-2666 http://chiba.shihososhikai.or.jp/choutei/index.htm
- 東京司法書士会調停センター(愛称:すつき) 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 東京都新宿区本塙町9番地3 03-3353-8844 http://www.tokyokai.jp/
- 神奈川県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 横浜市中区吉浜町1番地 045-641-1372 http://www.shiho.or.jp/
- 新潟県司法書士会調停センター(愛称:Smile) 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 新潟市中央区笹口一丁目11番地15 025-244-5121 http://nligata-shiho.net/
- 長野県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 長野県長野市大字南長野妻科39番地 026-232-7492 http://www.na-shiho.or.jp/
- 富山県司法書士会調停センター(愛称:ふらっと) 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 富山県富山市神通本町1丁目3番16号 エスポール神通3階 076-431-9332 http://www.toyama-shiho-shoishi.org/
- 滋岡県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 静岡市駿河区稻川11丁目1番1号 054-282-8741 http://www.sigakai.com/
- 愛知県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 052-683-6683 http://www.ai-shiho.or.jp/
- 京都司法書士会調停センター(愛称:和(なごみ)) 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 京都府京都市中京区河原町7番5号 077-525-1093 http://www.sigakai.com/
- 滋賀県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 神戸市中央区楠町二丁目2番3号 078-341-6554 http://www.shihihoyo.or.jp/
- 鳥取県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 鳥取県鳥取市西町一丁目314番地1 0857-24-7024 http://homepage2.nifty.com/tottori-shihihoshi/
- 山口県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 山口県山口市駅通り2丁目9番15号 083-924-5220 http://www.kumashi.jp/
- 香川県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 香川県高松市中央区舞鶴3丁目2番2号 096-364-2889 http://www.kagawa-shiho.com/
- 福岡県司法書士会ADRセンター(愛称:よかよ) 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 熊本市中央区大江4丁目4番34号 087-821-5701 http://www.fukuokashishoushoshi.net/
- 熊本県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 宮崎県宮崎市旭1丁目8番39-1号 0985-28-8538 http://homepage2.nifty.com/miyazaki-shiho/
- 鹿児島県司法書士会調停センター 取扱業務:民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下) 鹿児島県鹿児島市鶴池新町1番3号 099-256-0335 http://www.shiho-kagoshima.or.jp/
- 行政書士北海道ADRセンター 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 札幌市中央区北一条西十丁目1番6北海道行政書士会館 011-221-1221 http://www.do-gyosei.or.jp/
- 行政書士ADRセンター埼玉 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 さいたま市浦和区仲町3丁目1番11号 048-833-1132 http://www.sqis.jp/
- 行政書士ADRセンター東京 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 東京都渋谷区桜丘町3番14号 03-5489-7441 http://www.tokyog-yosei.or.jp/
- 行政書士ADRセンター新潟 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 新潟市中央区笹口3丁目4番8号 025-248-1038 http://www.niigata-gyousei.or.jp/
- 行政書士ADRセンター愛知 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 名古屋市東区葵1丁目15番30号 052-908-3021 http://www.alichi-gyosei.or.jp/adr/index.htm
- 行政書士ADRセンター兵庫 取扱業務:敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争 神戸市中央区栄町通5丁目2-16トーピア栄町ビル 078-371-8823 http://www.hygokai.or.jp/

(平成25年10月31日現在)

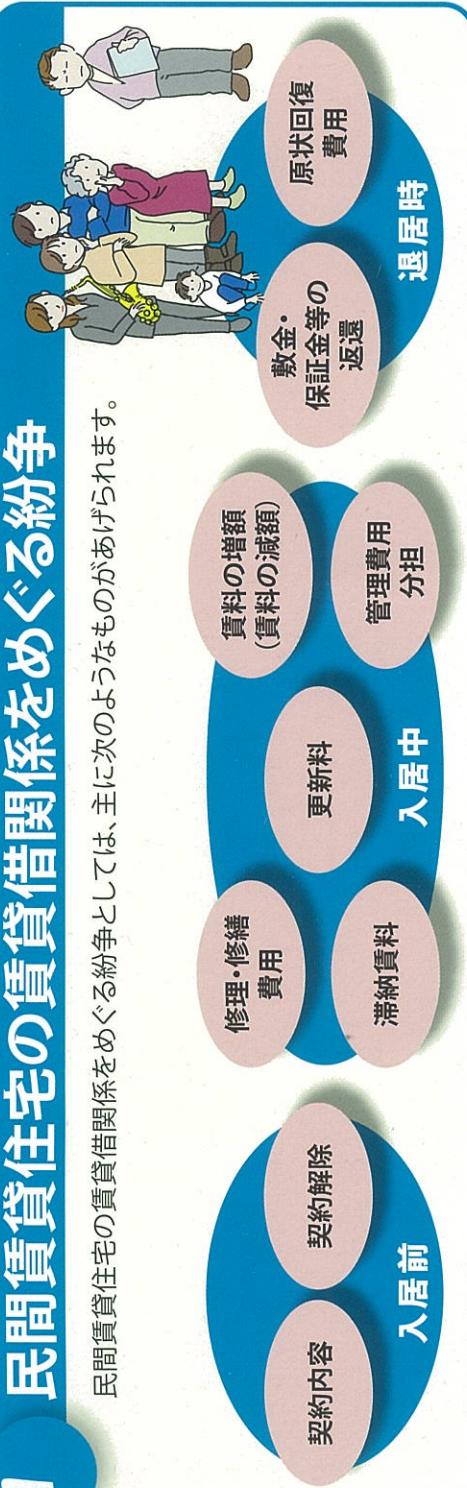
国土交通省住宅局住宅総合整備課

日本弁護士会連合会 国民生活センター紛争解決委員会 03-3580-9841(代表) http://www.nichibenten.or.jp/ja/legal_aid/consultation/houritu7.html#ichiran

独立行政法人 國民生活センター紛争解決委員会 03-5451-1979 http://www.kokusengo.or.jp/adr/index.htm

民間賃貸住宅の賃貸契約をめぐる紛争

民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐる紛争としては、主に次のようなものがあげられます。



3 ADRの特徴

専門家のサポートが受けられます



ADRによる紛争の解決策（こんな場合に）

トラブルは解決したいが、裁判までするには大げさな感じがする。また、裁判になれば時間や費用もかかってしまうので、そこまでは踏み切れない。

調停・あっせんは、当事者間の自主的な紛争解決のために、調停人、あっせん人が中立的な第三者として仲介し、トラブルの解決についての合意ができるように、話し合いや交渉を進め、利害を調整したりする手続です。ちなみに「調停」と「あっせん」はほぼ同じ意味合いで使われています。

注)「申裁」「相談」については、全てのADR機関で実施しているものではありませんので、実施については各機関にお問い合わせください。

トラブルを
解決したいんだけど
裁判はちょっと…

ADR機関によって多少手続の流れが異なりますが、一般的な流れは、次のとおりです。

相談人

専門家のサポートが受けられます

トラブルの内容に応じて、専門的な知識・経験を持つ司法書士、行政書士、弁護士などが解決のサポートをします。

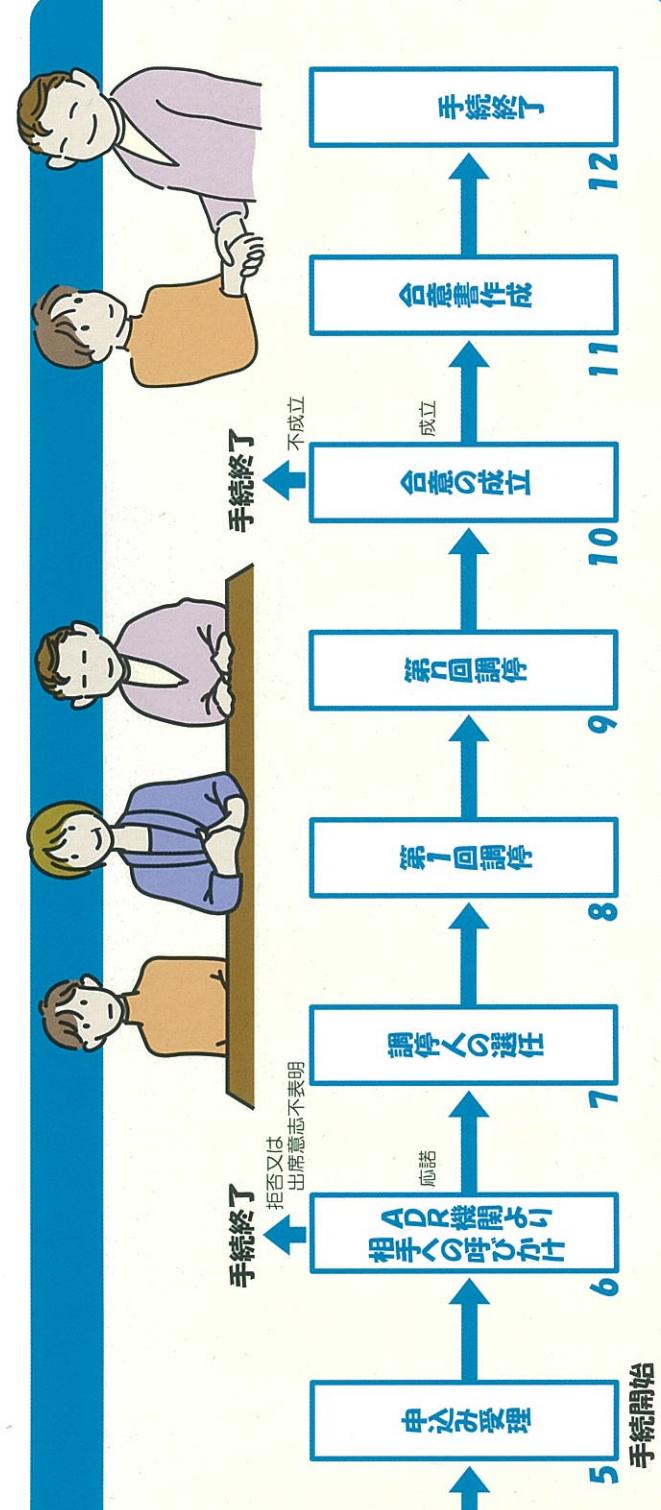
双方が納得できる解決をサポートしてまいります

中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聽いた上で、お互に納得できる解決策をいっしょに考え、お互いの合意が得られる妥協点を探ります。このため、裁判のように法律を適用し紛争を解決するということよりも、当事者同士の対話を大切にし、紛争の実情に即した解決が期待できます。

法務大臣により認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行うADR機関は、利用者に対し、事前に手続きの内容、進め方、費用等について、説明することが法律で義務付けられています。したがって、ADR機関を利用するか否かは、この説明を聞いた上で、判断することができます。

4 ADR機関を利用するにあたって

パンフレット裏面にADR機関とその連絡先を記載しましたので、まずは最寄りのADR機関にお問い合わせください。



調停・あつせんの手続の流れ

トラブルを
解決したいんだけど
裁判はちょっと…

ADR機関によって多少手続の流れが異なりますが、一般的な流れは、次のとおりです。

相談人